

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
イー・トレード証券株式会社
代表取締役執行役員社長 井土 太良
(コード番号：8701)
問い合わせ先：執行役員 齋藤 岳樹
電話番号：03-5562-7210(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

SBIグループのイー・トレード証券株式会社(本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：井土太良)は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 革新的かつ先進的な総合金融グループとしてのブランドを確立しつつある SBI のコーポレートブランドを当社の商号に冠することにより、そのブランド価値を活用し、グループとしての統一感を高め、SBI グループ各社間の事業シナジーを一層追求して、当社の企業価値の増大を図るため当社の商号を変更するものであります。
- (2) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
当会社に設置する機関を明記するため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。
株券発行会社である旨を明記するため、変更案第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。
株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認ができるよう、変更案第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
社外監査役として有用な人材の招聘を容易にするため、変更案第 37 条(監査役の責任免除)第 2 項を新設するものであります。
機動的な利益還元を可能とするため、変更案第 40 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。なお、第 28 条第 1 項及び第 37 条第 1 項の規定は、それぞれ現行定款第 26 条第 1 項及び第 36 条を含めて規定する趣旨であります。
会社法及び整備法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
- (4) その他上記の変更にあわせて、若干の表現の変更・条数の繰下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 27 日

以 上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先： イー・トレード証券株式会社 社長室 03-5562-7215

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、イー・トレード証券株式会社と称し、英文では、E*TRADE SECURITIES Co.,Ltd.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~11. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>12. ~32. (省略)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、11,400,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(端株の買増請求)</p> <p>第7条 当社の端株を有する株主は、その端株と併せて1株となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <p>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、SBIイー・トレード証券株式会社と称し、英文では、<u>SBI E*TRADE SECURITIES Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~11. (現行どおり)</p> <p><u>12. 銀行法に規定する銀行代理業務</u></p> <p><u>13. 信託業法に規定する信託契約代理業務</u></p> <p><u>14. 商品先物取引業</u></p> <p>15. ~35. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、11,400,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の定めにより、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取りおよび売り渡し、その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもつて定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当社の発行する<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の喪失登録、株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、端株原簿への記載または記録、端株の買取りおよび売り渡し、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主の権利行使、<u>株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>2. ~ 3. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第12条</u> (省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>2. ~ 3. (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会の議決権の<u>基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議</u>は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、その株主または代理人は株主総会ごとにその代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>第16条</u> (省略) (取締役の選任)</p> <p><u>第17条</u> (新設)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る監査報告および会計監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、その株主または代理人は株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の議事の経過の要領および結果<u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>第18条</u> (現行どおり) (取締役の選任)</p> <p><u>第19条</u> 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p><u>第19条</u> 取締役会は、その決議により、必要に応じて取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役を<u>選任</u>し、代表取締役は会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p><u>第21条</u> ~ <u>第22条</u> (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>第24条</u> (省略)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、<u>商法第266条第121項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第191項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第27条</u> (省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、その決議により、必要に応じて取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役を<u>選定</u>し、代表取締役は会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p><u>第23条</u> ~ <u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> <u>前条に係わらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から<u>受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第29条</u> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の互選により常勤の監査役を定める。</p> <p><u>第31条～第32条</u> (省略)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p><u>第34条</u> (省略)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p><u>第35条</u> 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第32条</u> 常勤の監査役は監査役会の決議により選定する。</p> <p><u>第33条～第34条</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第35条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(選任および任期)</p> <p><u>第38条</u> 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計算</u> <u>(営業年度および決算期)</u></p> <p><u>第37条</u> 当社の<u>営業年度</u>は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(利益配当)</p> <p><u>第38条</u> <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および毎決算期の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第40条</u> <u>利益配当金および中間配当その他の分配金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。また、利益配当金およびその他の分配金には利息を付さない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u> <u>(事業年度)</u></p> <p><u>第39条</u> 当社の<u>事業年度</u>は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第41条</u> 当社の<u>剰余金の配当の基準日</u>は、<u>毎年3月31日および9月30日とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第42条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。また、未払配当財産には利息を付さない。</u></p> <p>付則 <u>第1条の変更は、平成18年7月1日から実施する。なお、本付則は、期日経過後これを削除する。</u></p>

以 上